

諸外国の大都市制度の比較

参考④

○首都

	フランス	イギリス	イタリア	スウェーデン	韓国	ドイツ	ベルギー	アメリカ
		パリ	ロンドン区・シティ(33 団体)	ローマ	ストックホルム	ソウル特別市(参考)	ベルリン(都市州の一つ)	ブリュッセル(19 団体)
面積(k m ²)	105(0.05)	1,572(0.75)	1,285(0.61)	209(0.09)	605(0.29)	892(0.42)	162(0.08)	159(0.08)
人口(千人)	2,170 (0.18)	8,174(0.60)	2,724(0.22)	872(0.06)	9,794(0.85)	3,502(0.28)	1,048(0.08)	602(0.05)
憲法上の位置づけ	あり(72①)		あり(114③)	なし	なし	あり(基本法前文)	あり(194)	なし
法令上の位置づけ	3市を対象とする大都市法	London Government Act1963 等	なし	なし	地方自治法、ソウル特別市の行政特例に関する法律	なし	なし	District Of Columbia Home Rule Act
広域自治体との包括関係	区域外	包括(G L A については別紙)	包括	包括	(広域自治体)	区域外	区域外	区域外
特 徴								
自治体の位置づけ	広域自治体と基礎自治体の位置づけを併有					連邦を構成する州・広域自治体・基礎自治体の位置づけを併有	連邦を構成する地域・広域自治体・基礎自治体の位置づけを併有	広域自治体と基礎自治体の位置づけを併有
事務配分の特例	広域自治体と基礎自治体の事務を行う	消防等以外の広域自治体が行う事務と基礎自治体の事務を行う			基礎自治体の事務のうち一定のものを行う	連邦を構成する州・広域自治体・基礎自治体の事務を行う	連邦を構成する地域・広域自治体・基礎自治体の事務を行う	広域自治体と基礎自治体の事務を行う
組織の特例	区あり 区議会あり			区あり 地区委員会あり		区あり 区議会あり		近隣地区諮問委員会あり
国の留保権限	警察権限							連邦議会が排他的立法権限を有する
財政上の特例					基礎自治体の税目のうち一定の税目を有する			

○首都以外の大都市

	フランス	イギリス	イタリア	スウェーデン	韓国		ドイツ		アメリカ
		マルセイユ リヨン	大都市圏 ディストリクト(36)	大都市	ヨーボリ	【参考】広域市(広域自治体、6 団体)	特例都市	都市州(ベルリン(再掲)、ハブルク、ブレーメン)	郡独立市(ミュンヘン、ケルン等)
面積(k m ²)	マルセイユ 241 リヨン 48	マンチェスター 116 バーミンガム 264		450	釜山 765 大田 540		ハブルク 755 ブレーメン 327	ミュンヘン 310 ケルン 405	785
人口(千人)	マルセイユ 827 リヨン 467 (2005)	マンチェスター 499 (2010) バーミンガム 1,074 (2011)		513(2010)	釜山 3,415 (2010) 大田 1,531 (2011)		ハブルク 1,802 ブレーメン 548 (2012)	ミュンヘン 1,378 ケルン 1,017 (2011)	8,245(2011)
憲法上の位置づけ	あり (72①)		あり(114①、②)	なし	なし	なし	あり(基本法前文)	なし	なし
法令上の位置づけ	3市を対象とする大都市法	London Government Act1972 等	地方自治法典(23)	なし	地方自治法(⑧～⑩)	地方自治法(161の2)	なし	州法	New York City Charter
広域自治体との包括関係	包括	区域外	区域外	包括	(広域自治体)	包括	区域外	区域外	区域外
特 徴									
自治体の位置づけ	区(行政区)を持つコミュニティ(基礎自治体)	広域自治体と基礎自治体の位置づけを併有	広域自治体と基礎自治体の位置づけを併有				連邦を構成する州・広域自治体・基礎自治体の位置づけを併有	広域自治体と基礎自治体の位置づけを併有	広域自治体と基礎自治体の位置づけを併有
事務配分の特例		事務組合で処理しているゴミ処理・消防等以外の広域自治体の事務と基礎自治体の事務	広域自治体の事務と基礎自治体の事務中大都市行政に係るもの		基礎自治体の事務のうち一定のものを行う	広域自治体の事務の一部を直接処理可能	連邦を構成する州・広域自治体・基礎自治体の事務を行う	広域自治体と基礎自治体の事務を行う	広域自治体と基礎自治体の事務を行う
組織の特例	区あり 区議会あり			区あり 地区委員会あり		区あり	区あり 区議会あり	州により区あり 代表者会議あり	区あり 公選区長あり
国の留保権限									
財政上の特例					基礎自治体の税目のうち一定の税目を有する				

※ 第 28 次地方制度調査会提出資料(総務省)を基に作成。

ロンドンにおける大都市制度（GLAについて）

1 主な経緯

- 1960年 大ロンドン全域を管轄する広域地方政府の創設を王立委員会で勧告
- 1963年 ロンドン地方自治法成立
- 1965年 大ロンドン市（GLC）と32ロンドン区（London Borough）及びシティ設置
（サッチャー政権（保守党）誕生、労働党急進左派がGLC政権党リーダーに就任）
- 1983年 政府の地方行政関係内各委員会がGLC廃止を勧告。選挙公約に掲げた保守党が総選挙で圧勝、政府白書において二層制の地方政府を否定
- 1985年 GLC廃止法成立、翌年廃止
（労働党へ政権交代）
- 1998年 GLA設置に関する住民投票実施（賛成票72%）
- 2000年 GLA設置

2 GLA創設の主な要因

○ 民主的組織や強力なリーダーシップの期待

- GLA廃止後、道路清掃、公共交通、犯罪防止、失業等の問題が顕在化。市民からロンドン全域を対象とする広域行政組織が存在しないことへの懸念の声。
- また、ロンドンの広域行政に関する権限が複数の合同委員会や調整機関に細分化され、複雑化するとともに、責任の所在があいまいになっていた。
- こうした組織の委員の多くは政府による任命であり、民主的統制が効かず、市民への説明責任を果たしていないとの批判があり、それらを調整する強力なリーダーシップがある体制が求められた。

○ 保守党→労働党への政権交代（1997年）

保守党：ロンドン全域を管轄する自治体は不要。ロンドン区（バラ）の代表で構成される合同委員会や政府任命の調整機関等を複数設置して対応

労働党：土地利用計画、警察、消防、公共交通等の広域行政のみを担当する新しい広域自治体を提案

○ ロンドン発展への期待

国際都市としてロンドンを発展させるために、市長が明確な政策を表明、実施できるような体制への期待。

3 GLAとGLCの比較

	GLA	GLC
面積	1,577.3km ²	同左
人口	約756万人(2010年)	約677万人(1986年)
階層	GLA-32ロンドン区、シティ	GLC-32ロンドン区、シティ
議会 執行機関	公選議会 公選市長	与党リーダーが議長(=市長)を兼ねる
議会構成	25名の公選議員(うち14名が小選挙区選出、残り11名がロンドン全域で比例投票)	100名の公選議員(1973年に99名) 16名の長老議員(1978年に廃止)
主な事務	土地利用計画等 戦略的計画の策定、総合調整の他 4実務機関※を通じた事務事業の執行 (※ロンドン交通局、ロンドン開発公社、首都警察局、ロンドン消防・緊急時計画局)	土地利用計画、大規模公園、公営住宅、幹線道路、廃棄物処理、建築規制、消防、教育など
区との関係	個別の事務に応じてGLAが区に関与。GLAが策定する上位計画等に区の計画や施策の整合が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・階層の上下関係がなく、守備範囲の広狭。 ・GLCの事業遂行の成否は各区の協力を負うところが大きい。 ・一部では二重行政の指摘も。
予算規模	約3.6億ポンド(2010年度) ※4実務機関を加えると139.7億ポンド	約7.8億ポンド(1985年度)
職員数	約700名(GLA事務局のみ) ※4実務機関に約75,000名の職員が勤務	約22,000名

4 4つの実施機関の事務内容

ロンドン交通局 (TfL)

市長の策定する交通戦略計画に基づき、下記のようなロンドンの公共交通サービスの管理運営を実施

- ・ ロンドンバス、ロンドン地下鉄、ドックランド軽軌道、クロイドン・トラムリンク、テムズ川の船舶交通の管理
- ・ 長距離バス乗り場（ビクトリア・コーチ・ステーション）の運営
- ・ ロンドン交通博物館の運営
- ・ 主要道路（約580km）、信号機（4600台）の維持管理
- ・ 混雑課金制度の運営
- ・ タクシー・ハイヤー業界の規制 など

ロンドン交通局は理事会によって運営されているが、理事（16名）はすべて市長によって任命され、理事長は市長が兼ねる。

ロンドン開発公社 (LDA)

イングランド各地に設置が義務付けられている地域開発公社のひとつでもあり、市長の定める経済開発戦略計画に基づいて次のような業務を行っている。

- ・ 再開発・社会資本整備、新規住宅建設の促進など。但し、具体的な事業主体はロンドン区や中央政府系の機関、パートナーシップなど様々。
- ・ 職業訓練、雇用支援
- ・ 中小企業・ベンチャー企業等の経営支援
- ・ 投資誘致、観光促進 など

ロンドン開発公社は理事会によって運営されているが、理事長を含むすべての理事（12名）が市長により任命される。

首都警察局 (MPA)

首都圏の警察サービスを監督し、その予算と運営を監督する組織。警察業務は首都警察庁 (MPS) が担い、そのトップである警視総監は内務省が任命。またシティの区域については独立した警察組織がある。

理事会は23名の理事で構成され、うち12名が副市長を含むGLA議会議員、4名が治安判事、7名が無所属理事である。無所属理事のうち1名は内務省の任命であり、残り6名は公募の上で理事会により選出される。12名のGLA議会議員理事は市長が任命する。

ロンドン消防緊急時計画局 (LFEP)

ロンドン消防隊の予算とその運営を監督するほか、テロなど緊急事態への対応計画の策定及び発生時の監督を行う。消防業務はロンドン消防隊 (the London Fire Brigade) が担う。

理事会は17名の理事で構成され、うち9名はGLA議会議員から市長が任命。残り8名はロンドン区の指名に基づき市長が任命する。

5 国・GLA・ロンドン区の関係

- 一般的に国務大臣はGLAの権限行使に対し指示を行うことができるほか、個別の事務に応じて国の関与がある。また、GLA市長が作成・公告すべき計画・戦略を作成しない場合、国務大臣はその作成を命じることができる。

- ・ 土地利用計画についてはかなり強い関与があり、国務大臣から内容の見直しや改正を命じられる場合がある。また土地利用計画の様式や内容については、省令（国務大臣の定める規則）により決められている。
- ・ 一方、ゴミ処理に関する戦略のようなものについては、国の関与も比較的緩やかであり、GLA市長が作成する戦略の内容について、国務大臣は一定の命令を出すことができるが、予め市長との協議を経ることとなっている。

- GLAとロンドン区の関係もほぼ同様。ロンドン区はGLA市長の作成する計画・戦略に沿った事務の執行を義務づけられている。

- ・ ロンドン区は地域の土地利用計画を作成するが、その過程でGLA市長の定める土地利用計画と整合するものかどうか、書面での意見を求めることとなっている。また、ロンドン区が行う個々の土地利用許可に対し、GLA市長が介入する場合がある。
- ・ ゴミ処理に関する戦略では逆に、GLA市長が戦略を作成する際、個々のゴミ収集機関（ロンドン区）が作成した諸計画の尊重や同機関との協議を求められるほか、GLA市長がゴミ収集機関などに一定の行為を命じる際も、事前の協議を経ることとされている。

* 土地利用計画について国やGLAの関与の度合いが大きいのは、伝統的に欧州では土地利用規制・建築規制などが厳しいことが背景にあると考えられる。

6 GLA議会

- GLA議会は首長公選制の下で、市長に対する監視が主な役割であり、下記のような権能を有している。
 - ・ 市長の政策の審議と実施状況の検証
 - ・ 予算案の修正、承認（予算案の修正には議員の2/3の賛成が必要）
 - ・ ロンドンの主要課題に関する調査・検討
 - ・ GLA 職員の任命（市長との協議による。実際には常任委員会のひとつである「ビジネス管理・任命委員会」がその業務を行っている）
 - ・ また本会議の議決を経て、議会は市長に対し提案を行うことが可能である。
- なお、副市長及び実務機関の理事として市長に任命される議員については、市長とともに執行機関としての機能も持つことになる。

<参考> 自治体国際化協会編「ロンドンの新しい自治体」（2000年）、同編「GLA（グレーター・ロンドン・オーソリティ）の現状と展望」（2006年）、同編「パートナーシップを活用した地方自治体と政府の新たな関係」（2007年）、同編「英国の地方自治（概要版）」（2010年）、兼村高文「英国の財政調整制度について」（自治体国際化協会、2007年）、田村 秀「イギリスにおける地方自治関係法令のあらましについて」（同2007年）、馬場 健「イギリスにおける都市再開発を巡る中央地方関係に関する調査報告」（同2007年）、Greater London Authority Act 1999、そのほかGLAのHPを参照した。